

ヘッドライン

- 本格化する対外投資規制の導入
- 産業政策の拡大とグリーン化:交錯する期待と懸念
- 大国間競争と世界経済を巡るターミノロジー
- 経営課題として重要性を増すサイバーセキュリティ

本格化する対外投資規制の導入

輸出管理や対内投資規制と並ぶ経済安全保障政策のツールとして、**対外投資規制**の導入が本格化しつつある。米**財務省**及び**商務省**は3日、対外投資規制に関する最終決定が「近い将来」行われるとの報告書を議会に提出した。報道によれば、規制の対象は**先端半導体**、**量子コンピューティング**、**AI**などの先端技術に関連する投資が想定されるという。対外投資全般に対する包括的な審査ではなく、経済的影響を考慮した限定的な枠組みが検討されている模様だ。

米国政府は対外投資規制について、同盟国・友好国と協議を行っていると説明。EUは30日、今年中に策定する「**経済安全保障戦略**」の中で対外投資規制に関する「初期的なアイデア」を示すとの**方針**を明らかにするなど、既に同志国内で類似の動きが出ている。5月に予定される**G7広島サミット**などにおいて、日本を含めた同志国が共同の方針を打ち出す可能性もある。

トランプ政権以降、米国は中国を意識した独自の規制措置を相次いで導入してきたが、米国単独での規制は効果が薄い上、米国企業が競争上不利益を被るとの指摘が多く、日欧などとの政策協調が重要課題となっている。昨年10月に米国が導入した**半導体製造装置**などに対する輸出管理の強化については、**日本とオランダ**が類似の措置を導入する方向で調整を進めている。

既に米国は昨年8月に成立した**半導体支援法(CHIPS and Science Act)**に基づく支援を受ける企業に対し、中国などの懸念国での先端半導体関連の取引・投資を**制限**。いわばインセンティブと引き換えに企業の対外投資を事実上抑制する仕組みとも言える。今後も対外投資に対する制約が様々な形で顕在化する可能性に注意が必要だ。

産業政策の拡大とグリーン化:交錯する期待と懸念

先端技術の研究開発や重要物資の生産拡大のため、各国政府はインセンティブ付与を始めとする介入的な政策、すなわち**産業政策**を推進している。特に、経済のグリーン化を支える蓄電池やその原料となる重要鉱物、再生可能エネルギーなどに関する支援は、①経済成長や雇用創出などの**経済政策**の観点、②気候変動対策を始めとする**環境政策**の観点、③自律的な経済構造の確立という**安全保障政策**の観点のいずれの立場からも好ましく、政治的に安定した支持を得やすい。

米エネルギー省傘下の研究所が3月に公表した**研究**によれば、バイデン政権下で成立した**超党派インフラ法とインフレ抑制法**の効果により、2030年の米国内の発電量に占めるクリーンエネルギーの割合は71~90%に上り、2法案の影響を考慮しないシナリオより25~38%高くなるという。政府機関による試算という点を割り引く必要はあるが、影響の大きさがうかがえよう。米国の動きを受け、EUは9日、原則禁止されている加盟国による特定企業への**国家補助**に関するルールのさらなる緩和を**決定**するなど、産業政策の強化を図っている。

こうした各国の積極策がグリーン化を加速する可能性がある一方、**保護主義的な規制**や**補助金競争**の弊害を指摘する声も少なくない。また、政治的な対立によって半導体や重要鉱物の**サプライチェーン**が分断され、大幅な**コスト上昇**を招くおそれもある。企業としては、各国の政策動向が市場に及ぼす影響を注視していく必要がある。

大国間競争と世界経済を巡るターミノロジー

米中などの国家間対立を背景とした世界経済のデカップリング(decoupling)の実態は現下の国際情勢に関する一大論点だ。2022年の米中間の貿易額が過去最高を記録したことなどもあり、依然として経済関係は強固との見方がある一方、米中貿易戦争で米国が追加関税を課した品目などについては既にデカップリングが進行しつつあるとの指摘も出ている。米国主導の対中技術デカップリングの実効性についても賛否両論がある。

一方、米中は互いに相手国の行動がデカップリングを招いていると批判しており、レトリックの上ではデカップリングが望ましくないという主張は維持されている。フォン・デア・ライエン欧州委員長は30日に行われた対中政策に関する演説で、中国との関係は白黒つけられるものではないとして、デカップリングではなくディリスクング(de-risking)が必要だと指摘。外交的関与と共に経済安全保障政策の強化を訴えた。

どのように形容するにせよ、経済的措置の応酬は経済的損失につながる。国際通貨基金(IMF)はこうした地経学的分断(geoeconomic fragmentation)が世界経済の重大なリスクだとして警鐘を鳴らす。メディアや有識者の間では、冷戦終結後のグローバル化は転換点を迎えたとして、その減速を意味するスローバル化(slowbalization)やサプライチェーンの再編を伴う再グローバル化(re-globalization)、グローバル化の後退を意味する脱グローバル化(de-globalization)などの可能性を指摘する言説もみられる。今後の国際経済秩序のあり方に関する知的コンセンサスの形成にはまだ時間がかかりそうだ。

経営課題として重要性を増すサイバーセキュリティ

経済産業省は24日、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の改訂版であるVer.3.0を公表した(前回は2017年11月改訂)。情報漏洩などにより会社や第三者に損害が生じた場合、経営者が善管注意義務違反や任務懈怠に基づく損害賠償責任などの法的責任を負うと明記するなど、経営者のリーダーシップによる取組みの必要性が強調されている。近年、国際的に厳格化が進むのが攻撃被害の報告・情報開示制度だ。米国では昨年3月、重要インフラ事業者に対しサイバーインシデントが発生したと合理的に考えた時点から72時間以内、ランサムウェア攻撃に対する身代金の支払いから24時間以内に当局への報告を義務付ける法律が成立。EUでは今年1月に発効したサイバーセキュリティ関連指令において、インシデント発生を認識してから24時間以内に初期的な報告を行うこととされている。また、投資家との関係では、米証券取引委員会(SEC)が昨年3月、上場企業に対し重大インシデント発覚後4営業日以内の情報開示を求める規則案を公表。日本でも速やかな報告・情報開示に対する要請はさらに高まると考えられ、企業は迅速な状況把握・対処に向けた体制作りが求められる。

企業などがサイバー攻撃を受けた場合、ステークホルダーとの関係やレピュテーションの毀損を恐れ、被害拡大を防ぐための情報の共有が遅れる傾向があるとも指摘されている。これを受け、経済産業省などは8日、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」を公表。技術的情報に関する非公開の「情報共有」と攻撃被害の対外「公表」を概念上区別し、適切な情報の取扱いに関する実務上の留意点をまとめている。

担当	丸紅経済研究所 企画・渉外チーム シニア・アナリスト 玉置 浩平	E-mail: TAMAOKI-K@marubeni.com
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号	
WEB	https://www.marubeni.com/jp/research/	

(注記)

- ・本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。